

令和 4 年 9 月 20 日
名古屋木材健康保険組合

事業主様
事務担当者様

10月の「もっけん」たより

◎ 育児休業等期間中における社会保険料の免除要件が改正されます（令和4年10月）

従来の月額保険料は育児休業開始日の属する月から、その育児休業が終了する日の翌日の属する月の前月まで免除されましたが、従来のルールに加え、同月内に 14 日以上 育児休業等を取得した場合も免除になります。また、賞与の保険料は 1 か月超以上 の育児休業等を取得した場合にのみ免除となります。

（例）改正前

取得日	10/1～10/14	免除なし			
	10/31 のみ	10 月月額保険料	免除	10 月賞与保険料	免除

（例）改正後

取得日	10/1～10/14	10 月月額保険料	免除	10 月賞与保険料	免除なし
	10/31 のみ	10 月月額保険料	免除	10 月賞与保険料	免除なし
	10/1～10/31	10 月月額保険料	免除	10 月賞与保険料	免除なし
	10/1～11/1	10 月月額保険料	免除	10 月賞与保険料	免除

※産後/パパ育児等に関しては厚生労働省ホームページにてご確認ください。

◎ 短時間労働者の健康保険の適用が更に拡大されます（令和4年10月）

- ・被保険者の総数が常時 100 人を超える事業所
- ・雇用期間が2か月を超えることが見込まれること
- ・週の所定労働時間が 20 時間以上（変更なし）
- ・月額 88,000 円以上（変更なし）
- ・学生ではないこと（変更なし）

上記に該当する短時間労働者は健康保険の加入が義務となります。また、令和6年10月からは更に拡大され、常時 50 人を超える事業所が対象となる予定です。

◎ 被扶養者の資格確認（被扶養者確認調書）について

被扶養者資格の確認調査は 10 月 20 日（木）発送、11 月 30 日（水）締め切りとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

◎ インフルエンザ予防接種の費用の補助事業について

償還払い方式の詳細につきましては今回同封しております「インフルエンザ予防接種費用補助のお知らせ」（申込期限は令和5年2月20日（月））をご覧ください。

なお、今年度の集団接種方式（会場・巡回）の申し込みは終了しております。